



2020年2月 第91号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話:03-3525-4838



連日、中国での新型コロナウイルスの感染拡大ニュースが報道されております。既に現地では患者が発生した地域の交通封鎖や、春節休みの延長等でこれ以上の感染拡大を防ぐよう対策が取られていますが、今後の動向は、引き続き注視が必要な状況です。2月・3月に入国や帰国を予定している実習生については日程や航空便の変更などが発生する可能性もございますので、組合では引き続き現地送り出し機関と協力の上、情報収集をしております。

特定技能[登録支援機関]の許可が下りました！

2019年4月に申請を致しました、特定技能の登録支援機関としての許可が、2020年1月16日組合本部に届きました。今後、組合の取り扱い業務を定めた定款の変更手続きを行い、特定技能ビザの労働者を受入れる事が可能となります。

※但し、中国・ベトナムでは日本との二国間協定が未締結の為、現在同国内にいる特定技能希望者は出国ビザが下りない状態となっております。

各国との調整と、本格的な開始にはもう少し時間が掛かる見通しです。

※特定技能とは、日本の人材不足に対応する為、特定の業種に外国人労働者を受け入れる新たな在留資格です。(職種ごとに、受け入れ予定人数は上限あり。) 特定技能1号で最大5年間の在留が可能となります。(→受入れ可能な対象職種一覧表を裏面に掲載いたします。)

技能実習生制度とは異なる制度です。

新規加入組合員ご紹介

新たにJCI産業文化協同組合に4社が組合員として加入されました。よろしくお願いいたします。

(新組合員) ・ (株)夢空館 様 ・ (株)夢ファーム 様
・ ボイスインターナショナル(株) 様 ・ (有)タケシ工業 様

(順不同)

外国人技能実習機構の監査について

外国人技能実習機構は、実習生受入れ企業に対して3年間に最低1回、組合に対して年1回訪問指導を行っております。(法的に義務付けられています。)

先日、JCI産業文化協同組合に対しても、新制度開始(2017年11月)以来2回目となる訪問監査がございました。備え付け書類等に関しては問題ありませんでしたが、実習生の母国講習費用の負担(一部受入れ企業にて負担が必要)について指摘がありました。

詳細に関しましては、決まり次第対象の企業様にご連絡させていただきます。